

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和4年3月更新)

ページについては、改訂前の該当ページ

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
目次		※このガイドブックは、令和2年4月1日現在で施行されている法令に基づいて作成しています。	※このガイドブックは、 令和3年6月9日 現在で施行されている法令に基づいて作成しています。
2	(3) 認定NPO法人等になることによるメリット ①寄附者に対する税制上の措置	イ 個人が寄附した場合 個人が～略～ ロ 法人が寄附した場合 法人が～略～ ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合 相続又は～略～	イ 個人が寄附した場合 個人が～略～ ロ 個人が現物資産を寄附した場合 個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます(措法40)。 △ 法人が寄附した場合 法人が～略～ ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合 相続又は～略～
7	認定基準等①-イ パブリックサポートテスト(PST)について【相対値基準】	A. 活動計算書の「総収入金額(注)」 B. 国・地方公共団体からの補助金等 C. 資産売却による臨時収入 D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 F. 差引金額(A-B-C-D-E) G. 受け入れた「寄附金総額(注)」 H. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計 I. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) J. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 K. 差引金額(G-H-I-J) Kの金額() Fの金額()	A. 活動計算書の「総収入金額(注)」 B. 国・地方公共団体からの補助金等 C. 資産売却による臨時収入 D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 F. 休眠預金等交付金関係助成金 G. 差引金額(A-B-C-D-E-F) H. 受け入れた「寄附金総額(注)」 I. 同一者からの寄附金のうち、Hの10%を超える額の合計 J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額) K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 L. 休眠預金等交付金関係助成金 M. 差引金額(H-I-J-K-L) Mの金額() Gの金額()
8	認定基準等①-ロ パブリックサポートテスト(PST)について【絶対値基準】	実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である。 ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。	実績判定期間において、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。 ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。
14	認定基準等⑤ 情報公開について	※ 閲覧の対象となる書類 ・事業報告書等、役員名簿及び定款等	※ 閲覧の対象となる書類 ・事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
19	認定等申請手続	認定又は特例認定を受けようとするNPO法人は、認定申請書等を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、所轄庁に提出することとされています(法44、58②)。	認定又は特例認定を受けようとするNPO法人は、認定申請書等を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、所轄庁に提出することとされています(法44②、58②)。
19	認定等申請手続	毎事業年度1回所轄庁への提出が必要な書類 ① 事業報告書 ② 財産目録 ③ 貸借対照表 ④ 活動計算書 ⑤ 年間役員名簿 ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	毎事業年度1回所轄庁への提出が必要な書類 ① 事業報告書 ② 活動計算書 ③ 貸借対照表 ④ 財産目録 ⑤ 年間役員名簿 ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和4年3月更新)

ページについては、改訂前の該当ページ

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
21	2 認定NPO法人等の税制上の措置	<p>【証明書の添付又は提示等】</p> <p>(1)の適用を(略)</p> <p>(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定NPO法人等が証した書類(寄附者の氏名と住所が記載されたもの)を確定申告書に添付する必要があります(措法41の18の2③、措規19の10の4)。</p>	<p>【証明書の添付又は提示等】</p> <p>(1)の適用を(略)</p> <p>(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定NPO法人等が証した書類(注)(寄附者の氏名と住所が記載されたもの)を確定申告書に添付する必要があります(措法41の18の2③、措規19の10の4)。</p>
25	2 認定NPO法人等の税制上の措置	新規	<p>⑤ 認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置</p> <p>個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「のみなし譲渡所得税」が課税されます。</p> <p>ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、のみなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全てのNPO法人が対象となる「一般特例」と、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。</p> <p>また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます(「買換特例」及び「特定買換資産の特例」)。</p> <p>非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定NPO法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができるとされています。</p> <p>非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定NPO法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課税されます。</p> <p>(措法40、措令25の17、措規18の19、平成30年3月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)</p> <p>※ 詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。</p>
24	2 認定NPO法人等の税制上の措置 ○ 税制上の措置の対象となる寄附	<p>(個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)</p> <p>措置の対象と～略～</p> <p>新規</p> <p>(相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)</p> <p>措置の対象と～略～</p>	<p>(個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)</p> <p>措置の対象と～略～</p> <p>(個人が認定NPO法人等に寄附した現物資産に対する措置)</p> <p>措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。</p> <p>ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定NPO法人等に課税されることがあります。</p> <p>(相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)</p> <p>措置の対象と～略～</p>
26	認定手続等の概要 役員報酬規程等の提出	<p>◎ 認定NPO法人等は、役員報酬規程等、助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法55①②、62)。</p>	<p>◎ 認定NPO法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です(法55①②、62)。</p>
26	認定手続等の概要 情報公開	<p>◎ 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。(法52④、54④、62)。</p>	<p>◎ 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません(法52④、54④、62)。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(法52⑤)。</p>
28	1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続 (2) 特例認定を受けようとする場合	<p>ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります(法60)。</p> <p>(注) 平成29年3月31日までに所轄庁による仮認定を受けた仮認定NPO法人は、平成29年4月1日以降、所轄庁による特例認定を受けた特例認定NPO法人とみなされ、その特例認定の有効期間は、仮認定の有効期間の残存期間となります(平成28年改正法附則9)。</p>	<p>ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります(法60)。</p>

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和4年3月更新)

ページについては、改訂前の該当ページ

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
35	<p>□ 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧</p>	<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません(法44②ただし書)。 ・ 特定非営利活動促進法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項は、省略することができます(法51⑤ただし書)。 ・ 「認定基準等チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準等チェック表(第6表)並びに(第8表)」欄の記載は必要ありません。 	<p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 寄附者名簿については、現地確認の際に領収書等と突合を行うこととしていますが、あらかじめ認定基準の対象となる寄附者の確認等を行うため、認定更新申請書の提出時に、年度ごとに作成した寄附者名簿を電子データで提出してください。 2 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項は、省略することができます(法51⑤ただし書)。 3 「認定基準等チェック表(第3表)ロ」欄及び「認定基準等チェック表(第6表)並びに(第8表)」欄の記載は必要ありません。
37	<p>2 認定等の基準の概要</p> <p>(1) パブリック・サポート・テスト(PST)について</p>	<p>2 絶対値基準</p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。</p> <p>(注1)氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(注2)寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。</p> <p>(注3)寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p>	<p>2 絶対値基準</p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。</p> <p>(注1)氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(注2)寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。</p> <p>(注3)寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p> <p>(注4)休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。</p>
39	<p>2 認定等の基準の概要</p> <p>(5) 情報公開について</p>	<p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ (略)</p>	<p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)</p> <p>ロ (略)</p>
42	<p>3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準</p> <p>(1) パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準</p>	<p>② 絶対値基準 <算式5></p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること(47頁参照)。</p> <p>(注1)寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(注2)寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。</p> <p>(注3)申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。</p> <p>【算式】</p> $\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100人$	<p>② 絶対値基準 <算式5></p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること(49頁参照)。</p> <p>(注1)寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(注2)寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。</p> <p>(注3)申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。</p> <p>【算式】</p> $\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100人$
43	<p>3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準</p> <p><算式1>相対値基準(原則)</p>	<p>イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①ーイ(1)、法規5)</p> <p>①～⑦ (略)</p>	<p>イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①ーイ(1)、法規5)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 休眠預金等交付金関係助成金</p>
44	<p>3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準</p> <p><算式1>相対値基準(原則)</p>	<p>ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①ーイ(2)、法規6、7)</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①ーイ(2)、法規6、7)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 休眠預金等交付金関係助成金</p>
45	<p>3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準</p> <p><算式2>相対値基準(小規模法人の特例)</p>	<p>ニの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①ーイ(1)、法令5②一、法規5、25②)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(注8)ここに掲げるものは、<算式1>のイの金額の①～⑤と同一です。</p>	<p>ニの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額(法45①ーイ(1)、法令5②一、法規5、25②)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 休眠預金等交付金関係助成金</p> <p>(注8)ここに掲げるものは、<算式1>のイの金額の①～⑤及び⑧と同一です。</p>

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和4年3月更新)

ページについては、改訂前の該当ページ

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
45	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 《算式2》相対値基準(小規模法人の特例)	ホの金額(法45①一イ(2)、法令5②二、法規6) 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額 (注9) これは《算式1》の口の金額の①と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。 (注10) (略)	ホの金額(法45①一イ(2)、法令5②二、法規6) ①受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額 ② 休眠預金等交付金関係助成金 (注9) これは《算式1》の口の金額の①及び④と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。 (注10) (略)
47	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 《算式5》絶対値基準	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数 $\frac{\text{実績判定期間の月数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{人}$	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数 $\frac{\text{実績判定期間の月数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{人}$
47	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 《算式5》絶対値基準	(解説) 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること(法45①一ロ、法令2、法規9)。 なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。	(解説) 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること(法45①一ロ、法令2、法規9)。 なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数(※)が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。 ※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。
48	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 (2) 活動の対象に関する基準	(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます(法規13)。 ① 略 ② 略 ③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等(※1)が参加しているものに限ります。)に対する助成 ※1 旧民法法人(※2)のうち、特定公益増進法人の認定の有効期間内のものを会員等とする場合を含みます(法規附則3④)。 ※2 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第38条(民法の一部改正)の規定による改正前の民法第34条の規定により設立した法人をいいます。	(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます(法規13)。 ① 略 ② 略 ③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成
53	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 (4) 事業活動に関する基準 ※新規のためページ数は改訂後の数字	新規	(コラム)特定資産について ・NPO法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。 ・当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。 ・実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次業)」(P165参照)に記載して下さい。 ・この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費用(取得資産の取得等を含みます)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和4年3月更新)

ページについては、改訂前の該当ページ

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
52	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 (5) 情報公開に関する基準	<p>(解説) イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること(法45①五)。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ ①～② (略) ③ (1) (略) (2) (略) (注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます(法規32①)。 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 6 (略) 7 (略)</p>	<p>(解説) イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、<u>当該書類</u>をその事務所において閲覧させること(法45①五)。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)</p> <p>ロ ①～② (略) ③ (1) (略) (2) (略) (注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます(法規32①)。 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 <u>役員等に対する報酬又は給与の状況</u> <u>イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。)</u> <u>ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</u> 6 (略) 7 (略)</p>
53	4 特例認定NPO法人としての特例認定を受けるための基準 (9) 設立の日からの経過期間に関する基準	<p>特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること(法59①二)</p>	<p>特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること(法59二)</p>
53	4 特例認定NPO法人としての特例認定を受けるための基準 (10) 認定又は特例認定の有無に関する基準	<p>過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと(法59①三)</p>	<p>過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと(法59三)</p>
54	5 欠格事由	<p>④ 暴力団の構成員等(注2) (注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条をいいます。 (注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。</p>	<p>④ 暴力団の構成員等(注2) (注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。 (注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。</p>

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和4年3月更新)

ページについては、改訂前の該当ページ

改訂箇所		旧		新	
ページ	項目	提出書類		提出書類	
58,59	1 認定NPO法人等の報告義務 ○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧	①	認定～略～	①	認定～略～
		②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 <u>(内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)</u>
		③	収益の～略～	③	収益の～略～
		④	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	④	削除
		⑤	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等(注1)との取引	④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等(注)との取引
		⑥	寄附者(当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者(注2)で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	⑤	寄附者(当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者(注)で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類
		⑦	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	⑥	<u>役員等に対する報酬又は給与の状況</u> イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
		⑧	支出した～略～	⑦	支出した～略～
		⑨	海外への～略～	⑧	海外への～略～
		⑩	第2章～略～	⑨	第2章～略～
59	1 認定NPO法人等の報告義務 ○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧	(注1) ⑤欄の「役員等」とは(以下略) (注2) ⑥欄の「特殊な関係」は、(注1)イ～ハに掲げる関係をいいます。		<u>(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊な関係」の詳細については、187ページを御参照ください。</u>	
59	1 認定NPO法人等の報告義務 (2) 助成金の報告	認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(法54③、55②、62)。 (注) 平成28年改正法の施行の際、現に旧法の認定又は仮認定を受けている特定非営利活動法人による施行日(平成29年4月1日)の属する事業年度以前に海外への送金又は金銭の持出しを行う場合(その金額が200万円以下のものを除きます。)を行うときには、所轄庁の条例で定めるところにより、送金又は持出し前に、金額及び使途並びにその予定日(災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の提出が困難な時は、送金又は持出し後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日)を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(平成28年改正法附則8)。		認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(法54③、55②、62)。	
62	2 認定NPO法人等の情報公開 (1) 認定NPO法人等の情報公開(閲覧)	認定NPO法人等は～略～ ①～⑨ 略 新規		認定NPO法人等は～略～ ①～⑨ 略 <u>(注)①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(法52⑤)。</u>	

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和4年3月更新)

ページについては、改訂前の該当ページ

改訂箇所		旧		新	
ページ	項目	認定基準	合併前の判定方法	認定基準	合併前の判定方法
73	2 合併法人に係る認定等の基準の適用 (1) 合併によって設立されたNPO法人が申請を行う場合	情報公開に関する基準 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	～	情報公開に関する基準 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること <u>(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)</u>	～
		～	～	～	～
		～	～	～	～
		～	～	～	～
76	2 合併法人に係る認定等の基準の適用 (2) 合併後存続したNPO法人が申請を行う場合	情報公開に関する基準 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	～	情報公開に関する基準 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること <u>(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)</u>	～
		～	～	～	～
		～	～	～	～
		～	～	～	～
81	2 合併法人に係る認定等の基準の適用 (3) 認定NPO法人等の合併	情報公開に関する基準 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	～	情報公開に関する基準 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること <u>(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)</u>	～
		～	～	～	～
		～	～	～	～
		～	～	～	～
84～86	認定NPO法人に関するQ&A	—	—	<p>・問17を新規で追加し、現行の問17～43の数字を1つずつずらす。</p> <p>・ページ数の都合で問の順番を以下のように入れ替える。 問3→問6 問4→問3 問5→問4 問6→問5</p>	
86 ※新規のためページ数は改訂後の数字	認定NPO法人に関するQ&A	新規	新規	(問17) 認定NPO法人の認定基準(PST算定)における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。	
87	認定NPO法人に関するQ&A(問1)	(答) NPO法人のうち～略～ ①～④ 略	(答) NPO法人のうち～略～ ①～④ 略	(答) NPO法人のうち～略～ ①～④ 略 <u>⑤個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます(措法40)。</u>	

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和4年3月更新)

ページについては、改訂前の該当ページ

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
94 ※新規のためページ数は改訂後の数字	認定NPO法人に関するQ&A (問17)(※) ※新規追加	新規	(問17) 認定NPO法人の認定基準(PST算定)における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。 (答) 税制上の優遇措置の対象となる認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外する制度改正を行いました(NPO法施行令、NPO法施行規則を改正。令和2年4月1日施行。)。パブリックサポートテスト(PST)の判定に休眠預金等活用制度に基づき事業を実施するために受け取った助成金(休眠預金等交付金関係助成金)が影響を与えないようにするため、当該助成金を算定式から除外することとなります。
92	認定NPO法人に関するQ&A (問17)(※) ※改訂後は問18	(答) 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であることとされています。したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数 \times 12 \geq 100人 実績判定期間の月数	(答) 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であることとされています。したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数 \times 12 \geq 100人 実績判定期間の月数
94	認定NPO法人に関するQ&A (問23)(※) ※改訂後は問24	(答) 条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として認められるということです。 なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。	(答) 条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです。 なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。
96	認定NPO法人に関するQ&A (問30)(※) ※改訂後は問31	(答) NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。 このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充てるために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。 なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます。)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。	(答) NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。 このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充てるために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。 <u>実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次業)」(P165参照)に記載して下さい。</u> なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます。)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。
97	認定NPO法人に関するQ&A (問34)(※) ※改訂後は問35	(答) 寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を行う必要があります。 イ 所得税(所得控除又は税額控除) 寄附をした日を～略～ ロ 法人税 寄附金の支出を～略～ ハ 相続税 相続税の申告書に～略～ ニ 個人住民税 個人が条例により～略～	(答) 寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を行う必要があります。 イ 所得税(所得控除又は税額控除) 寄附をした日を～略～ ロ 所得税(みなし譲渡所得) 寄附者は、認定NPO法人等に現物資産を寄附した後、みなし譲渡所得税の非課税承認申請書に、認定NPO法人等から交付された基金証明書等の写し等を添付し、寄附者の所轄税務署を経由し国税庁長官に対して、当該寄附資産について、非課税承認の申請を行います(措法40)。 <u>詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手続き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。</u> △ 法人税 寄附金の支出を～略～ ニ 相続税 相続税の申告書に～略～ ホ 個人住民税 個人が条例により～略～

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和4年3月更新)

ページについては、改訂前の該当ページ

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
98	認定NPO法人に関する Q&A (問36)(※) ※改訂後は問37	(答) 税制上の～(略)～「役員報酬の支給に関する規程」、「職員給与の支給に関する規程」がともに存在する場合には、両方の提出が必要となります。	(答) 税制上の～(略)～「役員報酬の支給に関する規程」、「職員給与の支給に関する規程」がともに存在する場合には、両方の作成、備え置き及び提出が必要となります。なお、令和3年6月9日以後に開始する事業年度においては、所轄庁への提出は前事業年度中に変更があった場合に限ります。
99	認定NPO法人に関する Q&A (問42)(※) ※改訂後は問43	(答) 認定NPO法人の認定が取り消された場合に、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額を、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなし、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する制度をいいます(措法66の11の2③④⑤)。 この制度は、平成23年6月30日以後に認定を取り消されたNPO法人の、平成23年6月30日以後に開始する事業年度において損金の額に算入したのみなし寄附金の額について適用されます。 (注) のみなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(24頁を参照してください)。	(答) 認定NPO法人の認定が取り消された場合に、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額を、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなし、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する制度をいいます(措法66の11の2③～⑤)。 (注) のみなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(25頁を参照してください)。
102-129	関連法規	—	特定非営利活動促進法及び関連法規について、最新の情報に更新
130以降	押印の廃止	—	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則で定める様式について、押印を不要とした。
130以降	様式・別紙集	—	特定非営利活動促進法及び関連法規の改正内容を反映